

平成23年第2回臨時会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成23年5月10日）

○議会事務局長（渡部一幸君） おはようございます。

臨時会の開会に先立ちまして、泉谷市長から議員の皆様にごあいさつの申し出がありますので、お受けしたいと思います。

よろしく願いいたします。

市長あいさつ

○市長（泉谷和美君） —登壇—

おはようございます。

臨時会の開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

5月に入り、ようやく温かい日差しを感じたものもつかの間、不順な天候が続いておりますけれども、このたび当選されました8名の皆様には、意気込みも新たにそれぞれ活動を始められたものと存じます。

改めまして、皆様の栄えある御当選を心からお祝い申し上げますとともに、歌志内の明るい未来を築くべく、皆様とともに努力してまいる所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

御承知のとおり、本市におきましては、基幹産業の喪失に伴う人口の流失により、過疎化、高齢化が著しく進んでいるほか、多くの行政課題が山積しており、自主財源に乏しい本市がこれらの課題を解決していくためには、地道な取り組みを継続しつつ、より一層の創意工夫が必要とされるものと考えております。

任期中におきましては多忙な中であって、多くの御苦勞があろうかと存じますが、地域住民の声を生かし、しっかりと反映させるべく、市政の御意見、御指導を賜りますようお願い申し上げます、お祝いのごあいさつとさせていただきます。

（午前 9時59分 開会）

臨時議長の紹介・あいさつ

○議会事務局長（渡部一幸君） 本日は、一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、原田議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

〔年長議員原田稔朗君、議長席に着く〕

○臨時議長（原田稔朗君） おはようございます。

ただいま御紹介がありましたけれども、年長のゆえをもちまして、地方自治法第107条の

規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行わせていただきます。議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

開会・開議宣告

○臨時議長（原田稔朗君） それでは、早速議事に入ります。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、平成23年歌志内市議会第2回臨時会を開会いたします。

仮議席の指定

○臨時議長（原田稔朗君） この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

選挙第1号

○臨時議長（原田稔朗君） 日程第1 選挙第1号、これより議長の選挙を行います。

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（原田稔朗君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） この際、動議を提出いたします。

議長の選挙に際しましては、地方自治法第118条第2項によりまして、指名推選によることを希望いたしますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○臨時議長（原田稔朗君） ただいま川野敏夫さんから、議長の選挙の方法については、指名推選によられたいとの動議が提出されましたが、賛成者はありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（原田稔朗君） 所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

この動議を議題として採決いたします。

お諮りいたします。

この動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（原田稔朗君） 御異議なしと認めます。

議長の選挙の方法は、指名推選によられたいとの動議は可決されました。

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（原田稔朗君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 私としては、議長には山崎数彦さんを指名いたします。

○臨時議長（原田稔朗君） お諮りいたします。

ただいま川野敏夫さんが指名いたしました山崎数彦さんを議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（原田稔朗君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名されました山崎数彦さんが議長に当選されました。

ただいま当選されました山崎数彦さんが議場におられますので、本席から会議規則により告

知いたします。

以上をもちまして、臨時議長の職務をすべて終了いたしました。

皆様の御協力まことにありがとうございました。

山崎議長、議長席にお着きください。

〔山崎議長、議長席に着く〕

議長就任あいさつ

○議長（山崎数彦君） 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま議員各位の御推薦をいただき、身に余る光栄に存ずる次第でございます。心から感謝しお礼を申し上げます。

また、議長の重責を担うことになりまして、大変責任の重さを痛感している次第でございます。

今日、歌志内市を取り巻く環境は大変厳しいものがあり、地場産業の創出、育成、雇用の場の確保、創出、財政の安定化、広域行政の推進などなど解決しなければならない課題は山積しております。

特に超高齢化社会への対応は、喫緊の課題であります。

この住みなれた地域歌志内でともに支え合い、そして助け合う、そういった仕組みづくりが、今、構築される大切な時期でもあります。そして、安心して暮らすことのできる地域社会を実現することが市民の多くの願いであると私は思っております。その付託にこたえるべく、皆様とともに頑張ってまいる所存でございます。

私は、もとより浅学非才でございます。ですが、誠心誠意努力をし、公正で公明な議会運営に努めるとともに、さらなる議会の活性化に努めてまいりたいと思う次第でございます。

最後になりますが、議員の皆様、そして市長を初め理事者の皆様の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。議長就任のあいさつとさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

ここで、議案配付のため、暫時休憩いたします。

午前10時09分 休憩

午前10時11分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

議席の指定

○議長（山崎数彦君） 日程第2 議席の指定を行います。

議席は、会議規則により、議長において指定いたします。

議席については、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

議席標をお立て願います。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則により、会議録署名議員に1番梶敏さん、7番谷秀紀さんを指名いたします。

会 期 の 決 定

○議長（山崎数彦君） 日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この臨時会は、本日1日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

諸 般 報 告

○議長（山崎数彦君） 日程第5 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

渡部議会事務局長。

○議会事務局長（渡部一幸君） 報告いたします。

この臨時会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案3件、報告1件と選挙9件がそれぞれ提出されることになっております。

次に、議長の報告でございますが、平成23年第1回定例会以降昨日までの議会の動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでございますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程につきましては、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

選 挙 第 2 号

○議長（山崎数彦君） 日程第6 選挙第2号、これより副議長の選挙を行います。

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） この際、動議を提出いたします。副議長の選挙につきましても、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によるものを望みますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） ただいま川野敏夫さんから、副議長の選挙の方法について、指名推選によらねたいとの動議が提出されましたが、賛成者はありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

この動議を議題として採決いたします。

お諮りいたします。

この動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

副議長の選挙の方法は、指名推選によられたいとの動議は可決されました。

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 私といたしましては、副議長には下山則義さんを指名いたしたいと思
います。

○議長（山崎数彦君） お諮りいたします。

ただいま川野敏夫さんが指名いたしました下山則義さんを副議長の当選人と定めることに御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名されました下山則義さんが副議長に当選されました。

ただいま当選された下山則義さんが議場におられますので、本席から会議規則により告知い
たします。

下山副議長、御登壇願います。

副議長就任あいさつ

○副議長（下山則義君） ー登壇ー

ごあいさつ申し上げます。

ただいま議員皆様方の御推薦をいただき、副議長に選ばれました。まことに身に余る光栄に
心から感謝申し上げますとともに、その重責に身の引き締まる思いでございます。

これからは、議長の補佐役として副議長の責務を全うするため、全精力を上げて努力すると
ともに、皆様方のお力添えをいただきながら円滑な議会運営と議会のさらなる活性化に努めて
まいらる覚悟でございますので、今後とも御指導、御教訓賜りますことを心からお願い申し上げ
まして、まことに簡単ではございますが副議長就任のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

常任委員会委員及び議会運営委員会 委員の選任

○議長（山崎数彦君） 日程第7 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を議題とい
たします。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定
により、議長より指名いたします。

行政常任委員会委員に、梶敏さん、川野敏夫さん、湯浅礼子さん、下山則義さん、原田稔朗
さん、女鹿聡さん、谷秀紀さん、山崎数彦、以上、8名を指名いたします。

議会運営委員会委員に、梶敏さん、川野敏夫さん、湯浅礼子さん、原田稔朗さん、女鹿聡さん、谷秀紀さん、以上、6名を指名いたします。

ただいま選任いたしました行政常任委員会及び議会運営委員会の委員の方々は、休憩中にそれぞれの委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時27分 再開

○副議長（下山則義君） 休憩を解いて会議を再開いたします

議長を交代いたしました。

山崎議長は、一身上に関する事件のため退席されました。

山崎議長から、行政常任委員会委員の辞任願が提出されております。

お諮りいたします。

会議規則により、議長の常任委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、議題にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下山則義君） 御異議なしと認めます。

議長の常任委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、議題といたします。

議事日程の変更について、事務局長から説明していただきます。

渡部議会事務局長。

○議会事務局長（渡部一幸君） 議事日程の変更について御説明いたします。

お手元の日程表の日程第8を9とし、順次繰り下げまして、日程第7の次に8として議長の常任委員会委員の辞任許可についてを追加願います。

以上でございます。

議長の常任委員会委員の辞任許可について

○副議長（下山則義君） 日程第8 議長の常任委員会委員の辞任許可についてを議題といたします。

行政常任委員会委員山崎数彦さんから、議長の職務を行う都合上、委員を辞任したいという申し出があります。

事情やむを得ないものと認め許可いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下山則義君） 御異議なしと認めます。

したがって、行政常任委員会委員山崎数彦さんの常任委員会委員の辞任につきましては、許可することに決定いたしました。

議長を交代いたします。

○議長（山崎数彦君） 議長を交代いたしました。

ここで報告いたします。

行政常任委員会並びに議会運営委員会の正副委員長がそれぞれ選任された旨通知がありましたので、御報告いたします。

行政常任委員会、委員長川野敏夫さん、副委員長湯浅礼子さん。
議会運営委員会、委員長谷秀紀さん、副委員長女鹿聡さん。
以上で報告を終わります。

選 挙 第 3 号

○議長（山崎数彦君） 日程第9 選挙第3号中空知広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

この件については、中空知広域水道企業団規約第5条第1項及び第2項の規定により、企業団議員2名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決しました。

中空知広域水道企業団議会議員に、女鹿聡さん、山崎数彦、以上2名を指名いたします
お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました女鹿聡さん、山崎数彦の2名を中空知広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました女鹿聡さん、山崎数彦の2名が中空知広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました女鹿聡さんが議場におられますので、本席から会議規則により告知いたします。

なお、山崎数彦については告知を省略いたします。

選 挙 第 4 号

○議長（山崎数彦君） 日程第10 選挙第4号中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

この件については、中空知広域市町村圏組合規約第5条第1項及び第2項の規定により、組合議員1名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと

思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決しました。

中空知広域市町村圏組合議会議員に、湯浅礼子さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました湯浅礼子さんを中空知広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました湯浅礼子さんが中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました湯浅礼子さんが議場におられますので、本席から会議規則により告知いたします。

選 挙 第 5 号

○議長（山崎数彦君） 日程第11 選挙第5号砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙を行います。

この件については、砂川地区保健衛生組規約第6条第1項及び第2項の規定により、組合議員1名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決しました。

砂川地区保健衛生組合議会議員に、川野敏夫さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました川野敏夫さんを砂川地区保健衛生組合議会議員の当選人と

定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました川野敏夫さんが砂川地区保健衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました川野敏夫さんが議場におられますので、本席から会議規則により告知いたします。

選 挙 第 6 号

○議長（山崎数彦君） 日程第12 選挙第6号空知教育センター組合議会議員の選挙を行います。

この件については、空知教育センター組規約第6条第1項及び第2項の規定により、組合議員1名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決しました。

空知教育センター組合議会議員に下山則義さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました下山則義さんを空知教育センター組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました下山則義さんが空知教育センター組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました下山則義さんが議場におられますので、本席から会議規則により告知いたします。

選 挙 第 7 号

○議長（山崎数彦君） 日程第13 選挙第7号石狩川流域下水道組合議会議員の選挙を行います。

この件については、石狩川流域下水道組規約第5条第1項及び第2項の規定により、組合

議員1名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決しました。

石狩川流域下水道組合議会議員に谷秀紀さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました谷秀紀さんを石狩川流域下水道組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました谷秀紀さんが石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました谷秀紀さんが議場におられますので、本席から会議規則により告知いたします。

選 挙 第 8 号

○議長（山崎数彦君） 日程第14 選挙第8号空知中部広域連合議会議員の選挙を行います。

この件については、空知中部広域連合規約第7条、第8条第1項、第2項及び第3項の規定により、広域連合議員2名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により投票で行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、投票によることに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

○議長（山崎数彦君） ただいま出席議員数は8名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（山崎数彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（山崎数彦君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席番号1番梶敏さんより順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（山崎数彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

○議長（山崎数彦君） 開票を行います。

会議規則により立会人に、谷秀紀さん、女鹿聡さんを指名いたします。

それでは、両議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（山崎数彦君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数8票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票数8票、無効投票数ゼロ票。有効投票中、原田稔朗さん5票、山崎数彦3票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は1票であります。したがって、原田稔朗さんと山崎数彦が空知中部広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました原田稔朗さんが議場におられますので、本席から会議規則により告知いたします。

なお、山崎数彦については告知を省略いたします。

選 挙 第 9 号

○議長（山崎数彦君） 日程第15 選挙第9号中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

この件については、中・北空知廃棄物広域連合規約第7条、第8条第1項、第2項及び第3項の規定により、広域連合議員1名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票で行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、投票によることに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

○議長（山崎数彦君） ただいま出席議員数は8名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（山崎数彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（山崎数彦君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席番号1番梶敏さんより順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（山崎数彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

○議長（山崎数彦君） 開票を行います。

会議規則により立会人に、谷秀紀さん、女鹿聡さんを指名いたします。

それでは、両議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（山崎数彦君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数8票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票8票、無効投票ゼロ票。有効投票中、山崎数彦8票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。したがって、山崎数彦が中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

会議規則による告知は省略いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩前を解いて会議を再開いたします。

市 政 報 告

○議長（山崎数彦君） 日程第16 市政報告であります。

一般行政について報告を求めます。

泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） ー登壇ー

平成23年3月8日開催第1回定例市議会以降の市政報告2件を申し上げます。

1件目は、観光バス等大型車両のタイヤ盗難被害についてであります。

歌神車庫旧市場において保管しておりました観光バス等大型車両のタイヤが盗難被害に遭

い、平成23年4月19日に赤歌警察署へ被害届を提出いたしましたので、その被害状況について御報告いたします。

被害に遭った日時は、職員がタイヤの存在を最後に確認した平成23年3月31日午後5時以降から、タイヤの紛失を確認した同年4月19日午前9時10分までの間と推定されます。

盗難されたタイヤは、観光バス用の夏タイヤホイールつき6本、中型バス用の夏タイヤホイールつき6本、マイクロバス用の夏タイヤホイールつき6本、観光バス用の予備タイヤホイールなし8本、計26本で、被害額は時価として62万8,600円となっております。

以上が被害の状況であります。早急に対策を講じ、盗難被害防止に努めてまいり所存でございます。

2件目は、救護施設親愛の家建てかえに係る土地の無償貸与についてであります。

救護施設親愛の家建てかえ事業につきましては、昨年10月、社会福祉法人北海道光生舎へ無償譲渡する際、補助事業採択後、速やかに市内において施設の建てかえ事業に着手することを施設譲渡の条件にしていたところでありますが、その補助事業が本年4月28日付で採択されたことから、5月2日に文珠工業団地内にある公共施設等建設用地に移転改築したい旨の要望が提出され、同時に、土地の無償貸与の申し入れがありました。

本市といたしましては、平成16年に地域振興整備公団より公共施設等用地として購入した市有地であること。また、用途は準工業地域特例工業地区にもなっており、救護施設の建設には支障がないことから、要望どおり市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づき無償貸与することといたしますので、御報告申し上げます。

なお、救護施設親愛の家建てかえ事業に係る建設用地及び施設の概要につきましては、近く開催される委員会等で報告してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、市政報告といたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） ただいま市政報告の中の1番の観光バス等の大型車両のタイヤ盗難被害についてでございますが、まず1点目、ふだんのストック状況と管理責任者はどうなっているのか、これが1点です。

2点目、被害額が62万8,600円というお話でございますが、この価格は帳簿価格なのか、この点をお示してください。

それから3点目、これを合わせた損害額ということは、被害が62万8,600円で、これから審議される23年度の一般会計補正予算の中で79万8,000円の支出が予定されております。これらを合わせると、損害額が142万6,000円ということになりますが、先ほど市長もあいさつの中で述べたように、自主財源が厳しい中でこの金額についてはどのように感じておられるか、3点についてお伺いします。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 私のほうからお答えを申し上げます。

1点目のふだんのストック状況ということでございますが、全部でこの歌神の車庫には、観光バス、中型バス、マイクロバス、バス関係のタイヤが28本ストックしております。今回盗難に遭ったのは、そのうち26本でございます。

管理の責任者については、財政課長の私が責任者でございます。

2点目の盗難のタイヤについて、62万8,600円の被害見込額なのですが、これは帳簿

価格でございます。

それと、3点目の被害が今回の時価の62万8,600円と補正に上がっております79万8,000円の142万6,000円についての見解ということなのですが、これについては車庫を管理している立場といたしまして、まことに遺憾なことを考え、今後このようなことがないよう十分な対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 盗難に遭ったときの状況なのですが、あそこは当然シャッターしていると思うのです。あのシャッター、ふだんどうなのですか、施錠しているのでしょうか。それとも、だれでも入れる状況になっているのか。これは、恐らく大型タイヤでございますから、普通、大型タイヤ12アールの22の16くらいとか、そのくらいの大きいものですから、恐らくホイールつきでしたら大の男2人で容易に持てるかどうかというところだと思うのですよ。

それで、ホイールが入っていないほうが8本ですから、ホイールつきが18本ですか。そうすると、結構積み込みに時間がかかると思うのです。

そういった中で、盗難に使用した車両は、恐らくタイヤの置いてある場所からそこまで距離があったと思うのですが、時間的なものとかそういうものは全然推定されていないのか、何時から何時ぐらいまでの間だったのか、そこら辺はどうなっておりますか。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 今の御質問なのですが、ふだんの施錠の状態なのですが、これにつきましては11カ所ほどシャッターございますが、古くて全くあけられないシャッターもございます。あけられるシャッターにつきましては、管理不行き届きといいますか、慣例として施錠はしないまま使用していたという状態にありました。

それと、大型タイヤの積み込みに、被害に遭った時間等の特定につきましては、近隣の住民から、トラックがそこに寄せていたなどというような、ちょっと不確かな情報もございますが、市としては皆目その時間帯の特定はできない状況にあります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 今の答弁ですと、施錠していなかったというお話ですが、施設が施設ですから理解もできる場所があるのですが、やはり問題は金額が142万6,000円にも及ぶということは、私は歌志内の財政から言ったら大きいものだと思っているのです。

それで、やはり今回の発見というのは、恐らく夏タイヤにかえる時期が来たことでわかったのではないかというふうに私は推察するのですが、その辺も含めて、市長のこの142万6,000円の被害額、損害額、これに対してトップとしてどう考えておりますか。そこら辺、市長の見解を聞いておきたいです。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 今、こういった盗難があったということについては、大変市民の皆さんに申しわけなく思っているところでございます。建物、そしてシャッターと建具等について、老朽化の中で管理はしてきたわけでございますけれども、そういった中で、恐らく今議員もおっしゃるように、私どもといたしましては、当然、警察でも捜査を続けているわけでございますけれども、1人や2人で、あるいはそういったトラック、重機等がなくて、短時間の間に運び出すということはなかなか難しいのではないかと。したがって、ある程度の計画的な中での盗難かなど。これについて、赤歌警察署ともいろいろ捜査をお願いしているところでご

ございます。

また、この被害額140万何がしについては、財政厳しい中での状況でございますので、これについてはまことに遺憾に思っているところでございますし、今後このような事故のないように、今、早急にシャッター等の点検をし、あわせて市役所のほうの車庫についてもそういった点検を十分にした中で、二度とこういった事故のないように努めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今回の谷議員からの質問の流れになっていくのかもしれませんが。私も旧市場の車庫というものを、正直何回か昼間の時間帯に見たことがあるのですが、常にシャッターが開いて、そこからバスが出ているという、あるいは車等が出ているという状況に、そういう場面を何度も見えています。正直そういう状態であると、市役所関係者以外でも中がどういう状態になっているのか、中に何を置いているのかというものもしっかりわかってしまうものだと思うのです。

今、こういったものの防止に努めていくというようなこともこれからの中で出ているようではありますが、そういったことを根本的からしっかりとしたものにしていかなければならないと思います。

今までも開きっぱなしの状態を目にしている経緯がございます。恐らくその時点で計画的な犯行というような言葉もありましたけれども、どこに何があって、どのくらいの距離があって、どのくらいの重さのタイヤだろうということも、正直その時点でわかってしまうものだと思うのですよね。どこに何があるかということももちろんですが、そういったこともしっかりと防止していかなければならないと思いますし、あと、対策を講じるということで、シャッターの確認ということも今お話されていきましたけれども、どのような形でこのような事故を防止するような策を講じていかれるのか、もう少し詳しく説明願いたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 今回の件につきまして、1点目で指摘ございましたとおり、歌神の車庫につきましては入っているバスが観光バスのみでございます。それで、町内会さんや何かの行事等で貸し出す場合、朝、車庫から出して、今、下山議員おっしゃったとおり晩に帰ってくるものですから、不用心ながらそのままシャッターをあけていたと。そして帰ってきたら、バスを入れてシャッターを閉めていたという状況にありました。

それで、この事故の後、運転手さんのほうと話し合いを持った中で、たった1時間でも30分でもシャッターをあけた後は必ず閉めてということで、今それが遵守されている状態にございます。

それと、シャッターの確認、防止策について詳しくはということなのですが、一応、歌神のシャッターについては、かぎがかからないシャッターが11枚のうち6枚ほどございまして、それらにつきましては溶接でもって打ちどめをして、外からも中からもあけられないような状況にしております。かぎが使えるシャッターにつきましては、かぎにつきまして取りかえをしたり、全シャッターがかぎがかかるようにし、また、かぎが壊れているシャッターについては溶接どめをしてということで、その作業はもう完了をしております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

報 告 第 4 号

○議長（山崎数彦君） 日程第17 報告第4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

専決処分の承認について御報告いたします。

報告第4号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、歌志内市財政調整基金条例第2条の規定に基づき、財政調整基金の積み立てを増額することにしました。

このため、予算補正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分をしたものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、平成22年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）。

次ページをお開き願います。

平成22年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）。

平成22年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,421万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,216万4,000円とする。

2項は省略いたします。

3ページをお開き願います。

事項別明細書の歳出から御説明いたします。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費25節積立金1億5,000万円の増額補正は、特別交付税の増額補正分の一部を財政調整基金に積み立てするものでございます。

これに伴い、平成22年度末財政調整基金の現在高見込額は、当初予算計上の積立金2,000万円と合わせて8億7,000万円となります。

次に、15款1項1目とも予備費1,421万1,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整であります。

次に、事項別明細書の歳入について御説明いたします。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

9款1項1目1節とも地方交付税1億6,421万1,000円の増額補正は、特別交付税が前年度に比べ3,981万6,000円、6.0%増の7億421万1,000円に交付決定され

たことから、当初予算5億4,000万円に追加するものであります。

以上で、報告第4号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 専決処分の理由の中の財調基金ということですが、現在22年度末で8億7,000万円、これが財調に積み立てられているということですが、この管理の方法、これは条例の中では現金ないしは預金、有価証券、いろいろ管理の方法があるようですけれども、現在はどんな積み立ての仕方か管理をされているのかお伺いしたいと思います。

それと、処分ですが、処分の項目でいろいろ考えられる、災害に乗じて減収したとかというのはあるのですが、これは、例えば市民福祉向上のために必要というふうな段階になったときに処分される格好にできるのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 1点目の財調の管理の方法なのですが、利率の低下に伴いまして、今は普通預金で積み立てをしております。

それと2点目の財調の積み立てについての処分の事例のことなのですが、この財調においては条例等でうたわれていますとおり、1点目は経済情勢の収支変動等による財源不足、2点目は災害により生じた経費及び減収による財源不足、3点目は緊急に実施する大規模な土木建設事業の財源不足、その他やむを得ない理由により生じた不足というようなことでございます。

それで、やはり歌志内市の財政の歳入の大宗をなしている普通交付税、特別交付税等が減額になった場合、そういう福祉政策についてもしわ寄せが来る場合が生じますので、その際にはこの積立金を使うということで、間接的ではございますが、そういうことになろうかと思っております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） そうすると、8億7,000万円すべてが普通預金と。運用する有価証券、その他の有利な方法というのはとられていないということですか。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） それにつきましては、会計のほうで管理する事項なのですが、定期預金の利率が極端に下がりがちで、普通預金であろうと定期預金であろうと余り大差がなく、普通預金のほうが逆に運用的に有利だということをお聞きしておりますので、そういうような管理の方法をとっております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今回の財政調整基金へ1億5,000万円、専決処分をしてまでこれに積み立てをした経緯を教えてください。私が歌志内に来ていろいろ市民の方々と話をさせてもらったのですが、その中で、今の住民の生活が苦しい、今後の生活に対する不安など、今の行政に明るくなる施策がない、こういった声が多く聞かれました。

その中の一つに、若いお父さんお母さんの生活の軽減をするために、今、歌志内では子供の医療費無料化が3歳までということになってはいますが、こういうのを小学校入学までに拡大ならないかという声もいろいろ聞かれました。こういう市民の願いを少しでも反映したいと思わないかなと僕は思うのです。

確かに積み立てしないとだめだとは思っています。将来が不安ですから、これはないとだめだと思っておりますけれども、大事なのは今市民が何を求めているか、それを一つでも二つでも実現するために子供の医療費無料化など、こういった使い方をしていかなければならないと思っておりますけれども、市民の皆様へ寄り添った行政をしていると、歌志内が、思っただけのようにしていかないとだめだと思っておりますけれども、その辺のお考えをお聞きしたいのですけれども。

よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 1点目なのですが、専決処分までして基金に積み立てをした成果ということなのですが、それにつきましては積み立ての理由のところでもお話ししましたとおり、特別交付税が増額されたということで、それがわかったのがことしの3月18日、特別交付税の金額というのが通知されてしまったということなものですから、そのまま決算を迎えたら莫大な剰余金が発生するおそれがありまして、積立金、財政調整基金に専決処分をしたということでございます。

それで、積立金につきましては、もう少しお話しさせてもらえば、空知管内10市14町の積立金の状況などについていろいろ情報が入ってきますが、その中で、歌志内市の財政調整基金の現在高というのは14市町中6位、減債積み立ては一番最後の24位、ゼロ円ですから24位ということで、積立金合計の中では24市町中18位というランクにあります。24市町の中で10億円以上積み立てをしているのは12市町でございます。それに対して、歌志内市の基金の積み立ては7億2,400万円、今の1億5,000万円は除いていますけれども、そういうことで、歌志内市を除く23市町の積立金の平均額、これは21年度決算の額なのですが、これについては16億3,000万円というような状況で、やはり今のこの時勢の中、ほかの市町村も少しでも積立額を多くしなければ、このように地方交付税に50%以上依存している市町村にとって、やはり急に国の政策の変更がございまして、大幅な減額ということがなされた場合、今まで歌志内市民の方に約束をしていた福祉について継続ができないという状況にもなりかねませんので、やはりある程度、ほかの市町村並の積み立てをしたいという考えもございまして、今回、積み立てをいたしております。

それと、一例として子供の医療の問題、いろいろ女鹿議員さんのほうから御提言がなされたところでありますが、これらにつきましてはほかの福祉政策との兼ね合いの中で毎年見直しをしているところでございますので、御理解を願います。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今の歌志内市民の状況と、今までの市が行っていた制度、結構よかったという評判がある制度が多かったと、今まで話をしてきて聞いたり調べてわかったのですけれども、すべてをもとに戻すということではなくて、実現可能なものを一つでも二つでももう一度見直しして、市民の生活を少しでも充実させていくことも今後必要なのかなと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 行政といたしましては、現在の地方の状況、また歌志内市の高齢化社会、少子化、こういったことをトータル的に政策をやっていかなければならないということについては、常に考えているところでございます。

市民の皆さんには、いわゆる産炭地の基金の一括償還の関係で、そういったサービスの面で御協力をいただいている面も多々あるところでございます。これらにつきましては、こういった

財政調整基金の確保等を含めながら、できるだけ市民の皆さんのサービスの向上、いわゆる凍結しているものの解除と申しますか、そういったことを見直ししながら進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

ただ、今、担当課長からもお話ありましたが、地方交付税に頼っている市の財政事情がございまして、今、国の動きが地方に対する、地方交付税を含めた中での対応がいろいろ懸念されるところでございますが、できるだけ私どもといたしましては市民の皆さんの福祉向上を目指して、今後、行政に当たっていきたく、このように思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 財政課長の説明では、特交が6%ほどふえましたということで、これはいいことなのですけれども、私、以前にも、この本会議でもお話ししていますが、確かに財政調整基金、積み立てるのも理解はしているのですが、特交の中には人口急減補正も一部含まれていると思うのです。

それで、私がいつも言っているように、人口減少に対する政策を出していかないと、片や地方交付税、普通交付税です。こちらのほうが今度は減少してくる。こういう現象が出てくることを私は懸念をしているわけです。そういうことを考えると、特交はふえたよ、普通交付税のほうが今度は減少になると、人口減少のために。こういうことが将来起きてくる。これに対して、ですから人口減少の歯どめに対する政策をやるべきだと、私は基金を積むよりも、こちらのほうが優先すべきではないかと、部分的には、こういうふうを考えているわけですが、この辺について、例えばことしの23年度の一般会計予算の中でも人口対策についての予算も計上されていないのですよ。実際によく調べてみると。だから、そういうことで、基金も大事ですが、人口急減補正も入っているわけですから、これを何とか、この部分だけでも人口を減少しないための政策に、やはり何とか考えていくべきだと思うのですが、いかがですか。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 今の歌志内市の状況を考えますと、そういった人口の急激な減少についての対策というものは優先的に対応していかなければならない。このことについてはずっと考えているところでございます。

したがって、地方交付税と普通交付税、特別交付税、こういった中での算出基礎、いろいろ計算方式がありますけれども、その一つに今取り上げられた人口急減補正という項目等もあるわけですが、それらを総体的に検討しながら進めていかなければならない。当然そういった人口の歯どめ、そういった政策については積極的に取り組んでいかなければならないと、このように思っているところでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第4号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。
したがって、報告第4号は報告のとおり承認されました。

議案第26号

○議長（山崎数彦君） 日程第18 議案第26号監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） ー登壇ー

議案第26号監査委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字歌神27番地4。

指名、原田稔朗。

生年月日、昭和8年10月23日。

提案理由は、監査委員原田稔朗氏が平成23年4月30日をもって任期満了となったので、再任しようとするものでございます。

以上でございますので、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第26号について採決を行います。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、これに同意することに決しました。

議案第27号

○議長（山崎数彦君） 日程第19 議案第27号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

議案第27号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第44号）の公布に伴

い、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の課税限度額の改正を行おうとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市国民健康保険税条例（昭和52年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明申し上げますので、臨時会資料の2ページをござらん願います。

歌志内市国民健康保険税条例の一部改正に関する資料でございます。

第2条は課税額の規定でございます。地方税法施行令に定められている基礎課税額（医療分）の課税限度額が「50万円」から「51万円」に、後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金分）の課税限度額が「13万円」から「14万円」に、介護納付金課税額（介護納付金分）の課税限度額が「10万円」から「12万円」に引き上げられたことにより、本市の課税限度額も同様に改めるものでございます。

地方税法第703条の4第12項、第21項、第30項及び地方税法施行令第56条の88の2に基づき、平成23年4月1日から適用するものでございます。

第25条は、国民健康保険税の減額の規定でございますが、第2条の改正による課税限度額の引き上げに伴い、減額の限度額を引き上げるものでございます。

地方税法第703条の5に基づき、平成23年4月1日から適用するものでございます。

以上で資料による説明が終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則第1項は施行期日でございます。これにつきましては、資料で御説明いたしましたので省略させていただきます。

附則第2項は適用区分でございます。改正後の歌志内市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 3点ほどお聞きします。

一つ目なのですが、ひとり世帯の70歳以上で、ある程度健康な方で、年収がどれくらいでこの制度が適用になるのか。あと、二世帯の70歳以上の夫婦で、ある程度健康な夫婦の方で、年収がどれくらいで適用になるのか、これが一つ目です。

二つ目なのですが、今回のこの改正に該当するであろう人は何人くらい見込んでいるか。

あと、三つ目なのですが、21年度会計決算報告書を見させてもらったのですが、市民税、軽自動車税、国保税などのこういった市民が支払わなければならない税に対して、年々滞納者がふえている実態がありました。これは、市民の日々の生活が苦しいことを意味しているのではないかなと私は思うのですが、市民の生活が苦しい時期に、幾ら国が定めたからといって、それをそのまま受け入れるというのは、自治体としての役割がいかかなものなのかなと。住民生活を思えば、そう強く思うのですが、これについての考えをお聞きしたいです。よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 今、女鹿議員さんのほうから御質問ございまして、70歳以上のひとり世帯、二世帯の適用金額という御質問でございましたが、歌志内においては適用はな

いものと思っております。それは、所得割、均等割、平等割につきまして、ひとり世帯や二人世帯であれば、ここで言われている限度額には引っかからないのではないかとということでございます。

例えば、こちらのほうで想定をしていたのが、給与所得で740万円の方、そして4名の家族構成というような人を想定した場合、給与所得が740万円であれば、この限度額、医療分であれば50万円が51万円、今言った740万円以上給与収入があれば、この限度額に到達してしまうということ想定はしております。

ということで、70歳以上のひとり世帯、二人世帯という方は、多分この限度額には引っかからないのではないかとというふうに考えております。

2点目の該当する世帯につきましては、23年度の該当世帯は、現在まだ確定申告による所得などを整理中でございますが確定してはおりませんが、平成22年度に置きかえた場合、4世帯がこれに該当するという見込みとなっております。

それと、3点目のだんだん税金の滞納者が多くなっている状況にあって、これを受け入れるのかと、この限度額の値上げを受け入れるのかということでございますが、これも制度の目的が所得の少ない方への優先的な配慮というような制度の趣旨がございますので、そういうことで国に準じたという次第でございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 議案第27号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論を行いたいと思います。

議案第27号について、次のように表明いたします。

この議案の内容は、国の法改正に係る問題ですが、改正する内容は高額者への限度額の引き上げであり、先ほど聞いたように、歌志内では4人という該当でしたが、だからといって安易に容認できる内容ではないと考えております。

現在は収入に対する保険税の割合が余りにも高負担で、担税能力を超えるものであり、高収入の方でも非常に厳しい生活を強いられております。収入が減る一方で、税の負担率は高くなるばかりという昨今の状態でございます。

国の社会補償に係る責任は年々軽減し、国民健康保健会計に対する国の責任割合は、1984年ごろには50%だったものが、今は24%まで減少していることが国保会計を厳しくしている大きな要因だと思っております。このことを棚上げしたまま、国保会計が厳しいからといって、国民が大変な生活を営んでいる時期に保険税の負担を重くするようなことは理解しかねると思っております。

さらに、政府は2013年度から国保税の算定方法を扶養控除や配偶者控除などのない、旧ただし書き方式に改正する見直しを行っている中での条例の一部改正であるため、国民生活の実態を無視して社会補償の精神を置き去りにしつつあるこのたびの改正、これは同意できません。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めま

す。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） この条例の制定に対し、賛成の立場で討論をいたします。

先ほどの説明によりますと、昨年の収入により、当市において改正の該当される方が4件ほどあるということでございますけれども、これは本年3月30日に政令として公布された事案でございますので、歌志内市におきましても適用されるのは妥当だと考えますので、この事案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、議案第27号について採決をいたします。

この件について、原案のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 8 号

○議長（山崎数彦君） 日程第20 議案第28号平成23年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

議案第28号の一般会計補正予算につきまして御提案申し上げます。

議案第28号平成23年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）。

平成23年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額は変更なし。2項は省略いたします。

2ページをお開き願います。

歳入はございませんので、事項別明細書の歳出を御説明いたします。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費7節賃金129万6,000円の減額補正は、事務員の配置がえに伴うものでございます。

8節報償費50万円の増額補正は、歌志内市名誉市民で前歌志内市長の故河原敬氏の御逝去に伴う弔慰金でございます。

次に、5目車両管理費18設備品行入費79万8,000円の増額補正は、市政報告で報告しましたとおり、盗難被害に遭いました観光バス等大型車両用タイヤの購入費で、観光バス、マイクロバスの夏タイヤ、それぞれ6本組みの12本を購入するものでございます。

次に、6目財産管理費15節工事請負費10万円の増額補正は、歌神車庫等のシャッター修繕費でございます。

次に、4款衛生費2項清掃費1目ごみ処理費1節報酬148万9,000円、8節報償費32万5,000円の減額補正は、事務員の配置がえに伴うものでございます。

3ページをお開き願います。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費7節賃金119万円の増額補正は、事務員の配置がえに伴うものでございます。

次に、10款教育費1項教育総務費2目事務局費1節報酬173万7,000円、8節報償費41万9,000円の増額補正は、事務員の配置がえに伴うものでございます。

次に、2項小学校費1目学校管理費1節報酬23万5,000円と8節報償費5万7,000円の増額補正及び3項中学校費1目学校管理費1節報酬28万4,000円、8節報償費5万7,000円の減額補正は、それぞれ小学校と中学校間の事務員配置がえに伴うものでございます。

次に、6項保健体育費4目学校給食費1節報酬42万7,000円、8節報償費9万3,000円の減額補正は、事務員の配置がえに伴うものでございます。

次に、15款1項1目とも予備費106万5,000円の減額補正は、予算の調整によるものでございます。

以上で、議案第28号の一般会計補正予算の事項別明細書を含めての説明を終わりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 2ページの一般管理費の弔慰金についてお伺いをいたします。

今さら私が言うまでもございせんけれども、名誉市民につきましては歌志内市名誉市民に関する条例というのがございます。そこで、その条例の第5条でございますけれども、特典及び待遇というので1項から3号までございます。この3号の中に、名誉市民が死亡したときは、弔辞、弔花及び弔慰金を送るものとするというふうに条例で定めております。そこで、この条例に基づいて、故河原敬氏に弔慰金を送るものだと思っております。

ところが、名誉市民で既に故河原市長を含めて過去に3名いたはずです。そこで、私の記憶なのですが、それぞれ条例で定めているにもかかわらず、そのときの対応によって違うのではないかという気がしております。

そこで、その対応について、担当者がかわればこの条例を無視してやるということになるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） お答えいたします。

今、議員おっしゃるとおり、条例に基づいて弔慰金を支給するという事で補正をさせていただきました。

これまでの取り扱いの状況の中で、1件、弔慰金を支給しなかった例がございました。これらについて、当時の状況等いろいろ調査したところでございますけれども、葬儀を含めた市の条例に基づく対応について、遺族等の話し合いと申しますか、そういった中での対応をしてきたということでございます。そんな中で、お一人については弔慰金の支給をしていなかったというところでございます。

これらにつきましては、当時のいろいろな状況等を説明を受けましたけれども、そういった内容等を含めた中での措置だったと認識をいたしまして、今後を含めて条例に基づいた弔慰金の支給について措置すべきであるということで提案をさせていただいたところでございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 今、答弁がありましたように、そうしますと、先ほど来申しておりますけれども条例に基づいて支給をする、これは当然のことだと思います。そして、3名の方が

亡くなったうち、1名については弔慰金を送らなかったという答弁でございますけれども、そうしますと、考え方としては、この条例を無視したということで認識をしていいのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 無視したということではなくて、そのときの遺族、喪主等との申し入れと申しますか、そういった内容等をお聞きした中でいろいろ協議をさせていただいたわけですが、その結果、遺族等の意思等も含めて判断をし、弔慰金の支給をしなかったということでございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） はっきりしたいと思うのですけれども、そうしますと、弔慰金を払わなかったというのは、遺族の希望によって弔慰金は要らないよと、こう言ったから払わなかったという理解でよろしいですか。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 1件の方につきましては、そういった弔慰金を含めた中で市の条例を含めた取り扱いについて遠慮したいということのお話がありまして、十分協議をさせていただいたのですけれども、支給をしなかったということでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第28号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日 程 追 加 の 議 決

○議長（山崎数彦君） お諮りいたします。

各委員長より、閉会中の継続審査の申し出があります。会議規則により、これを日程に追加し議題としたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、議題といたします。

議事日程の変更について、事務局長から説明させます。

渡部議会事務局長。

○議会事務局長（渡部一幸君） 議事日程の変更について御説明いたします。

お手元の日程表の日程第20の次に日程第21 閉会中の継続審査の申し出についてを追加願います。

以上であります。

閉会中の継続審査の申し出について

○議長（山崎数彦君） 日程第21 閉会中の継続審査の申し出について、各委員長から、各委員会において審査を要する事件について、会議規則第99条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

議会事務局長に読み上げさせます。

渡部議会事務局長。

○議会事務局長（渡部一幸君） 読み上げます。

最初に、行政常任委員会委員長より、総務課。

一つ、市ホームページリニューアルの状況について。

建設課。

一つ、平成23年度建設事業の工程について。

産業課。

一つ、企業誘致の取り組み状況について。

市立病院。

一つ、市立病院事業会計の22年度決算見込みについて。

次に、議会運営委員会委員長より。

一つ、時期会期の日程等について。

一つ、その他議会運営上の件について。

以上であります。

○議長（山崎数彦君） お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） 以上をもって、本日の日程はすべて終わりました。

これをもちまして、平成23年歌志内市議会第2回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 0時12分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会臨時議長 原 田 稔 朗

歌志内市議会議長 山 崎 数 彦

署名議員 梶 敏

署名議員 谷 秀 紀